

# とり村回覧板

Vol.  
21  
2017年1月号

認定NPO法人TSUBASA  
「人・鳥・社会の幸せのために」  
tel.048-480-6077  
www.tsubasa.ne.jp  
埼玉県新座市中野2-2-22

## 【ヨウヨウ】@ヨウム

ちょっと目つきの悪い、おちゃめなヨウムさん。  
なでて?と頭を出しますが、油断をしていると、ちらりとこちらを見て、かぶっと噛もうとすることがあります。  
施設に来た当初は噛もうとする回数が多かったのですが、今では本当に気持ちが良いようで、ずいぶん長いことカキカキをさせてくれます。  
放鳥中は人を見つけると、そーっと後ろ歩きか、横歩きで近づいてきます。堂々と歩く



のではなく、ばれないように(?)近づいてくるのが可愛いです。人間には興味があり、遊びたいという気持ちはあるのですが、それがどうしても「ちょっと噛みついてみる」や「追いかけてみる」、という動作に結びついてしまうのがもったいないところです。

現在は、国際希少種の手続きの関係(詳細は本誌5-6ページをご覧ください)で里親会には出ていませんが、準備ができ次第また里親会にも参加予定です。

## TSUBASA

「The Society for Unity with Birds - Adoption and Sanctuary in Asia」  
(鳥と調和のとれる社会 - アジアの里親とサンクチュアリ)

## TSUBASAは「人・鳥・社会の幸せのために」を理念にレスキュー活動をする団体です

TSUBASAは、インコ・オウム・フィンチと暮らす全ての方、  
そして動物愛護に関心をお持ちの方に対して、より良いバードライフのご提案と  
適正な飼育のための啓発活動を行っております。

また、様々な理由により手放されてしまった鳥たちを引き取り(里子制度)、  
新しい飼い主さんを探す(里親制度)活動を行っております。

### 回覧板を設置して くださいませんか?

広く、皆さまに活動を  
知っていただく事を目的とし  
本誌を発行しております。  
回覧板を設置して下さる団体様  
施設様を随時募集しています!



## CONTENTS Vol.21

- あいちトリエンナーレ  
緊急対応ドキュメント……………1
- ペットヒーターのメンテナンス……………3
- ヨウムを飼っている方必見!  
ヨウムと登録票について……………5
- 『BLA2級』のコンセプト……………7
- 2016年・鳥たちの出入り……………7

# 「あいちトリエンナーレ」 緊急対応ドキュメント



愛知県主催「あいちトリエンナーレ2016」豊橋会場で開催されたイベントの緊急対応を行いましたのでご報告いたします。

- イベントの概要 現代美術(国際展)ラウラ・リマ氏・作  
<http://aichitriennale.jp/artist/lauralima.html>
- 作品のコンセプト 「4階建てのビル室内で小鳥を100羽放し飼い、来場者は鳥のための空間に入っていく体験」という作品です。
- 開催期間 2016年8月11日～10月23日

## TSUBASAが緊急対応した理由

バードライフアドバイザー(以下、BLA)の方から通報を受け、該当のブログ等を調べたところ、緊急に対応すべきと判断したからです。まず主催者である「あいちトリエンナーレ事務局(以下、トリエンナーレ)」に事情を聞くためコンタクトを試みました。トリエンナーレ側からもすぐに連絡があり、緊急対応の要請がありました。



TSUBASA介入前の床



① TSUBASA介入後



隙間のあった屋上



② ケージ隔離後の体調管理中のカゴ



③ 獣医師触診



④ あいちトリエンナーレ里親会

※以下の①～⑤はトリエンナーレ側が状況を報告するために、公式ホームページに発表した内容(オレンジの文字はTSUBASAの解説)です。

- ① 金網の隙間から逃げ出した鳥の保護が必要。合わせて金網の補修が必要。  
屋上に設置している金網の外側に複数羽の鳥が逃げ出していた。
- ② 衰弱している鳥がいて、対応が必要。  
明らかに弱っている鳥がいたが、隔離、保護、治療等がなされていなかった。
- ③ 会期終了後の鳥の受け入れ先の確保が必要。  
残った鳥たちの行き先が未定。里親会を検討中であったが方策が未定。
- ④ 展示室内の衛生面の対応が必要。  
作品展示が優先されているため、清掃が行き届いていなかった。
- ⑤ エサについて栄養価の高いものも必要。  
むき粟1種類のためのシードしか与えられていなかった。

改善を行うためには現地を調査し、状況に応じた対応をすべきと考えました。

## 【会期中】

- 10/12 第1回現地訪問  
松本
- TSUBASAとして初めて現地に赴き、改善および指導を行う(写真①)。その時の記事は↓「TSUBASAみらくる日記」あいちトリエンナーレ2016のご報告



- 10/16 第2回現地訪問  
松本
- 現場確認(10/12の改善指導通り実施されているか)。および会期終了後の対応協議。

## 【会期終了後】

- 10/24 第3回現地訪問  
松本、望月
- 放し飼い個体を捕獲、ケージに入れる(写真②)。個体識別のため、脚にカラーリングを装着。文鳥のヒナ10羽発見(体重2～5g)。
- 10/25 第4回現地訪問  
松本
- ケージに移動した鳥たちの様子確認、ヒナ10羽 関東へ移送。
- 10/27、28 第5回現地訪問  
涌井
- 全羽の鳥たちの健康診断を実施するため豊橋市から名古屋市へ移動し、鳥専門動物病院で健康診断を受ける(写真③)。

- 11/2 第6回現地訪問  
松本、涌井
- 鳥たちの管理状況確認、あいちトリエンナーレ事務局本部訪問(名古屋市)、鳥専門動物病院訪問(打ち合わせ)。

- 11/16 第7回現地訪問  
松本、涌井
- 鳥専門動物病院から先生に現地に来ていただき、鳥たちの再検査を行う。

- 11/26 第8回現地訪問  
松本
- 里親会準備およびリハーサル



11/27 ● あいちトリエンナーレ  
第9回現地訪問  
松本、涌井、望月

● あいちトリエンナーレ  
里親会実施(ヒアリング  
&説明会)(写真④)。

12/1、2、  
3、4 ● 里親決定の鳥たちの  
引き渡し(1ヶ月間のトラ  
イアル開始)

12/4 ● 里親決定の鳥たちの  
引き渡し、飼育相談  
第10回現地訪問  
望月

12/5 ● あいちトリエンナーレで  
あいち  
トリエンナーレ  
事務局来村  
● 里親が決まらなかった  
鳥たちをTSUBASAに  
移送(文鳥：成鳥13羽、  
十姉妹：2羽)

12/17 ● あいちトリエンナーレ  
あいち  
トリエンナーレ  
事務局来村  
● 里親会・とり村開催  
文鳥：成鳥13羽、  
文鳥：ヒナ10羽、  
十姉妹：2羽、

12/21、22、  
23、24、  
25 ● 里親決定の鳥たちの  
引き渡し(1ヶ月間のトラ  
イアル開始)

12/25 ● 文鳥(ヒナ6羽含む)、  
あいち  
トリエンナーレ  
事務局来村  
● 十姉妹 引き渡し



里親会直前のヒナ

### 最終結果

最後まで残った鳥

(里親が決まらなかった鳥)

文鳥(成鳥):4羽 / (ヒナ):4羽

以上の合計8羽は愛知県からTSUBASA  
への譲渡が決定しました。

そのうち成鳥の文鳥4羽は、そのまま検疫  
室へ。

ヒナの4羽は、人が苦手にならないように、  
検疫ボランティアさんにお世話を委託。

## トリエンナーレの緊急対応についてのQ & A

なぜ、イベントを  
中止させなかったのですか？

最初は「中止」を要請しましたが、相談の上で中止することは難しかったため、  
改善し、多くの「目」の監視のもと管理を徹底してほしいと思いました。

現地を見て  
一番気になったこと何ですか？

オウム病です。清掃、消毒が不十分でした。第1回現地訪問の際には、清掃を完璧  
にし、来場者の手指、靴底の消毒を徹底してもらいました。  
同時に自宅に帰ってからも、必ず消毒や着替えをすることもお願いしました。

事務局に、強く抗議すべき  
だったのではないですか？

鳥たちの命を守るためには、行政と対立することより協力をしてもらうことが先決  
と考えました。行政の上層部の立場はわかりませんが、現場の人たちは鳥たちのた  
めに献身的に働いてくれました。

このイベントの  
何がいけなかったのですか？

芸術のことは正直言って私たちにはわかりません。ただ、尊い命を弄ぶことは絶  
対あってはなりません。  
このイベントは、あまりに鳥の知識に乏しい状態での運用でした。  
相談していた、動物の専門家の方の選択を誤ってしまったように感じます。  
そもそも、生きている鳥たちを作品の一部として扱う事の難しさや専門的な知  
識が必要不可欠であることを、開始前に誰かが正しく伝えることができていた  
ら、このイベント自体存在することはなかったでしょう。

TSUBASAの緊急対応は  
これで終わりですか？

鳥たちについてはとりあえずメドがつかしました。理解ある里親さんのもとで、きっ  
と幸せになると信じています。

またTSUBASAで引き取った文鳥たちは、TSUBASAの里親会(MTB)にエント  
リされる予定です。

緊急対応は終わりましたが、今後このようなことが二度と起こらないように、  
愛知県と作者であるラウラ・リマ氏には意見書を提出しました。

2017年3月末までには回答をいただけるかと思えます。

最後に今回の件で、バードライフアドバイザーの皆さんやボランティアさんに、  
大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



ぴいちゃん工房がご説明!

# ペットヒーター (ひよこ電球)の メンテナンス

普段の私たちの暮らしの中で  
家庭用電源(100Vコンセント)は、  
手軽に安全に使用できるようになっています。  
しかしながら、その取り扱いを誤ると漏電や  
火災などの思わぬ事故に繋がる場合があります。

使用する機器側でも、適切な取り扱いと  
メンテナンスが必要です。

ヒーターの点検は、シーズン初め、

または保管してあった

ヒーターを再度使用

する場合には、

必ず実施するように

してください。

鳥さんの保温器具としてベストセラーの、ひよこ電球型のヒーターの  
点検清掃など、メンテナンス方法をご説明します。



1 約1年間、実際に使用しているヒーター(30W)です。

! 点検清掃は、必ず電源プラグをコンセントから抜き、ヒーターが冷えた状態で行います。

! この時点で、電源コードを鳥さんにかじられた形跡のある物は、使用禁止です。

2 上側のキャップのネジを外して、本体と蓋を分解します。  
ネジが硬い場合は、硬貨で回すことができます。



左回し(時計と反対方向)に廻すと、ネジを外せます。



3 電球の取り付け部分が見えます。

! この時点以降で、電球に衝撃・強い力などをあたえないように、十分にご注意ください。

4 電球をソケットから外します(左に回すと外れます)。



1 電球のガラス部分と口金の間にガタが無いか

▶熱の影響によって、口金の接着が緩む場合があります。▶電球の交換

2 電球内部の熱線に異常は無いか

▶電熱線の断線、内部に断線した線の破片等がある場合 ▶電球の交換

### ④ソケット内部の電極接点の点検

▶過去に電球が緩んだ状態で使用した事があると、接触不良により中の接点が劣化する場合があります。

#### ▶ヒーター本体の交換

※電熱線の断線は目視では判りにくいので、最終チェックは清掃後、使用状態でも行います。



5 ソケット部につながっている電源コードを点検します。

コードの保護カバー(銀色の部分)を少し引き抜き、電源コードの結束バンド・白色の断熱カバーの損傷が無いかを点検します。

! 長期使用によってこの断熱カバーが茶色く変色している場合、または電源コードが硬くなってしまっている場合は、電源コードの劣化が考えられますので本体の交換をお勧めします。電球にホコリが付いている場合は、乾いた布等で軽く拭きます。

6 蓋の部分の清掃をします。ブローなどを使用してホコリを吹き飛ばします。

※写真は、カメラ用ブロー使用。



! OAクリーナーズプレー等も使用できますが、ガスを使用していますので鳥さんのいない部屋で、十分に換気をしてご使用ください。

本体カバー、蓋の外側等は乾拭き、または硬く絞った布で水拭きをします。水拭き後は完全に水分が無くなったのを確認してください。

! 消毒液等の薬品の使用は禁止です。成分によっては、金属の腐食や電気絶縁用のゴム部品が劣化する場合があります。

7 電球を取り付け、コードの保護カバーを所定の位置に取り付けます(保護カバーのくびれ部を蓋の凹みに合わせます)。



8 本体カバーを元通り取り付け、完成です。テストをやってみましょう。



! 保護カバーは必ず所定の位置で使用してください。外れた状態で使用すると、電源コードに負担がかかる他、ガラス繊維の断熱カバーを鳥さんがかじってしまう場合もあります。



9 鳥さんの入っていない状態で電源を入れてみます。数分経って電球内部の熱線が少し赤くなり、温度が上がれば動作OKです。また、電源コードが熱を持っていないかも確認します。

! 電気部品の劣化で、電気の通りが悪くなると電源コードが熱を持つ場合があります。

## ヒーターの取り扱いの注意事項

1 新品のヒーターは、塗装部分から臭いが出る場合があります。必ず動作チェックを含め空運転を行い、臭いが無くなったのを確認してからケージに装着してください。

2 電球表面が最大200℃以上に達します。水のかからない場所に設置してください。水浴びの好きな鳥さんがご使用の場合は特にご注意ください。

3 ひよこ電球の製品寿命はとても短いです。  
30W球(保護フィルム) →2000時間  
40W球(強化ガラス) →4000時間  
(メーカーさん製品カタログより)  
必ず予備電球を用意するようにしてください。

4 サーモスタットを併用すると、電球の寿命が短くなる場合があります。これは、頻繁に電気のON-OFFを繰り返すことからの電気の性質によるものです。

※ヒーターのご使用に当たっては、製品の取り扱い説明書をよく読み、ご理解の上、安全に留意して使用し、愛鳥さんと安全な越冬をしていただくようお願いいたします。

※鳥さんの保温については、回覧板Vol.19 をご参照ください。

# ヨウムを飼っている方必見!

## ヨウムと登録票について

### たった1枚の登録票の存在が、鳥たちの将来を決めてしまいます。

今回はヨウムと登録票についての大切なお話となります。

特に、すでにヨウムを飼われている方にはぜひご覧いただけますと幸いです。

2016年10月、COP17(ワシントン条約締約国会議)にてヨウムが、「ワシントン条約付属書I類種」(絶滅危惧種)となりました。知能が高く、日本をはじめ世界中でペットとして人気が高いヨウムですが、それゆえに原産国では乱獲により数が激減していることで今回決定となりました。これに伴い、



2017年1月2日より、日本の国内法である「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)にヨウムが加わることになります。種の保存法で規制が入ったことで、ヨウムを取り扱う際に「登録票」が必要となります。

#### 登録票を申請しないとどうなるの? ①

### 登録票のない取引には重い罰則が!

種の保存法の規制後(2017年1月2日)は、ヨウムを手放す(譲渡)・販売する・販売目的で展示するには、登録票の申請が必要となります。

登録票の無い動物の取引を行うと、個人で

は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金と、重い罰則が設けられています。

これは絶滅危惧種に指定された動物が、違法に捕獲や販売、輸出入されるのを防ぐための措置です。



#### 登録票を申請しないとどうなるの? ②

### 受け入れられる場所が少ない

規制前からヨウムを飼われている方に関しては、登録票がなくても違法には当たらず、普通に飼われている分には何も問題は有りません。

しかし、万が一に備えて、申請していただくことをお勧めします。

それは、いざ飼うことができない状況になったとき、登録票が無い場合、そのヨウムは動物園やTSUBASAといった環境大臣の許可が出ている団体でしか、受け入れることができなくなるからです(例外的に、親族はOKの場合があります)。



#### 登録票を申請しないとどうなるの? ③

### 一般の家庭へ里親に出せない

原則として、登録票の申請は飼い主さまにしかできません。そして、飼い主さまにご親族がおらずに亡くなられた場合、登録票の発行は不可能です。

登録票のないヨウムを受け入れた場合、その受け入れ先から他へ移動する事ができなくなります。つまり、登録票のないヨウムは受け入れ先から一般家庭へは里親へ出すことができず、そのまま一生を過ごすしかないのです。

### TSUBASAが伝えたい事とお願い

TSUBASAでは登録票がない鳥の引き取りが年々増加傾向にあります。

特に多いのは、コバタンやキエリボウシインコなどといった種類です。

数十年前までは特に規制がなく、国内で数多く出回っていた種類ですが、現在は付属書I類に規制されています。

当時から飼われていた飼い主様が規制されたことを知らず、ご病気やお亡くなりになり、登録票が無いままTSUBASAで引き取るといったケースが増えています。

登録票が無い鳥をTSUBASAが引き受けることは構いません。

それが、レスキュー団体である我々のお仕事です。

しかし、登録票がないために里親を探すことができず、TSUBASAでその一生を過ごさなければなりません。

本来家族を探すはずのTSUBASAに、里親へ出せない鳥が増えることも問題ですが、何より人と一緒に暮らしてきた鳥が、家族の下で暮らすことができず、残りの生涯を施設で過ごさなければいけないことは、とても悲しいことです。

またヨウムだけでなく、ほとんどのインコ、オウムが絶滅のおそれがあると言われていています。

今後も付属書Iに規制が入る鳥種が出てくるかもしれません。

自分の飼っている愛鳥が、野生下ではどのような状態なのか、情報を得るためのアンテナを張っておくことも重要です。

たった1枚の登録票の存在が、鳥たちの将来を決めてしまいます。



### 登録票の申請をするには？

登録票の申請をするには、環境省の登録専門の委託機関である「自然環境研究センター」に必要な書類を送り申請します。必要な書類は、自然環境研究センターのホームページからご覧いただけます。

#### 登録票申請の流れ

自然環境研究センターへ問合せ、相談

申請書類の作成、提出

自然環境研究センターが書類を確認後  
登録票を交付  
(数ヶ月以上掛かることがあります)

#### 必要な書類

- 申請者の本人確認ができる書類
  - 登録申請書
  - 写真
  - 取得経緯の自己申告書
  - 自己申告書を裏付ける書類
- ※書類の書き方は、自然環境研究センターの指示に従ってください

#### 自然環境研究センター

TEL:03-6659-6018

(平日10-17時)

[www.jwrc.or.jp/cites/index.htm](http://www.jwrc.or.jp/cites/index.htm)

**登録を行う際は、まずは  
自然環境研究センターへ  
ご相談ください。**

一羽でも多くの鳥たちが、誰かの家族でいられますように…。

もしよろしければ、この記事を多くの方にご覧いただけますと幸いです。

#### ワシントン条約

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)希少な野生動植物の国際的な取引を規制する条約です。絶滅の危険性の度合いに応じて、規制内容の異なる「附属書Ⅰ」「附属書Ⅱ」「附属書Ⅲ」の3つに分かれています。附属書に掲載する種の選定は、2年ごとに開催されるワシントン条約締約国会議で話し合われます。

#### インコ・オウムに関する付嘱書の分類と詳細

(出典:TRAFFIC:ワシントン条約について <http://www.traffic.org/aboutcities/>)

附属書の分類	規制の内容	インコ・オウムで該当する種類
附属書Ⅰ	今すでに絶滅する危険性がある種。商業目的のための輸出入は禁止(学術目的や繁殖個体など一部例外あり)。 種の保存法でも規制があり、日本国内で取引(譲渡、販売、貸借等)をするには登録票が必要。	<b>ヨウム、オオバタン、コバタン、キエリボウシインコ、シロビタインコ、スミレコンゴウインコ等 約50種</b> ※上記の種類は今回のヨウムと扱いが同じになります。
附属書Ⅱ	国同士の取引を制限しないと、将来絶滅のおそれがある種。 輸出入には、輸出国の政府が発行する許可書が必要となるが、日本国内での流通に規制は無い。	<b>オウム目全種</b> (セキセイインコ、オカメインコ、コザクラインコ、ホンセイインコは除く)
附属書Ⅲ	絶滅の危険性は少ないが、その地域内で絶滅のおそれがある種。 輸出入には、輸出国の政府が発行する許可書が必要となるが、日本国内での流通に規制は無い。	該当なし

# ～鳥と私と「あなた」が幸せになる～

これはバードライフアドバイザー（以下、BLA）2級のコンセプトです。



2015年にBLA3級（鳥と私が幸せになる）が始まり、昨年（2016年）にはBLA2級をスタートさせることができました。

2016年12月末現在のBLA認定者数は次の通りです。

BLA3級：895名 BLA2級：152名

今号の回覧板に掲載しましたが、「あいちトリエンナーレ」の里親会を豊橋で開催したとき、会場で里親候補の方たちからのご質問や、ご要望などの対応をしてくださったのが、BLA2級の皆さんでした。私たちは、里親候補の方の面接で手一杯でしたので、ほんとうに助かりました。

「あいちトリエンナーレ」のようなことは二度とないと信じていますが、それ以外に地震などの自然災害が、いつどこで起こるか分かりません。また、しばらく続いている鳥ブームに、今年「酉年」ということもあり、飼えなくなった鳥たちも急増するような予感がします。

さらに鳥が長寿ということもあり、高齢の飼い主さんの病気や死亡による緊急レスキューも、無いとは言えないでしょう。

こんな状況の中で、関東地区に拠点があり、しかも少人数のTSUBASAでは緊急対応ができないことがあります。状況によっては初動が大切なこともあります。

そんなときに遠距離で間に合わない、マンパワーがなくて動けない、ということがあってはならないと考えています。

いつ、どこで、何が起こるか分からないからこそ、全国にいらっしゃるBLA2級の皆さんに、一緒にお手伝いをしていただけたらありがたいです。

バードライフアドバイザーは知識重視の資格ではありません。あくまでも鳥たちの尊い命を優先する、ミッション性の高いものです。また、「あなた」である方からの相談の先にも「尊い命」が存在しています。「あなた」からの相談を真摯に受け止め、その先にいる鳥たちが幸せになれるように、このBLA2級を通じて、一緒に勉強していただけたら光栄です。「一羽でも多くの鳥たちと一人でも多くの飼い主さんが幸せになる」ために、BLA2級を役立てていただけたら嬉しいです。



お申し込み および バードライフアドバイザーの詳しい情報はこちらから

TSUBASA BLA

検索

<http://www.tsubasa.ne.jp/study/bla/>

## 2016年・鳥たちの出入り

手放す家族数は歴代最高件数。しかし、飼えなくなった時にレスキュー団体に問い合わせる方が増えたとも考えることも。

施設に入ってきた鳥さん（引き取り/一時預かり）

※うち、25羽はあいちトリエンナーレレスキュー

全85羽



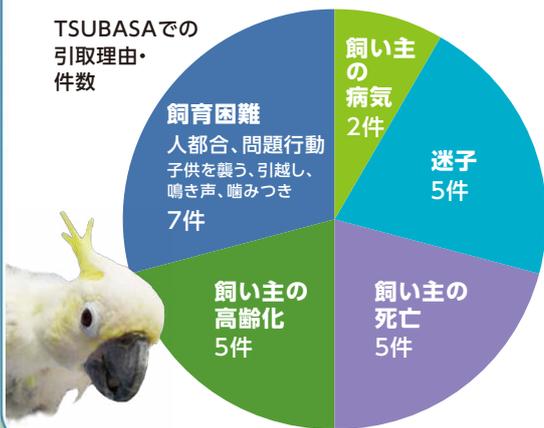
施設を卒業した鳥さん（里親決定/一時預かり終了）

※2016年末日現在、トリエンナーレの鳥達はトライアル期間中なので対象外

全50羽



TSUBASAでの引取理由・件数



2016年は、手放す飼い主様の数は

TSUBASAでは最も多い一年となってしまいました。

過去にも、100羽近いレスキューをした時などは

受け入れ羽数はもっと多いこともありましたが、

今年は手放す家族の数が歴代最高件数となっています。

24という数の家族が、悲しい別れをした年となりました。

手放される件数の増加は、手放す人が増えたという見方もあるかもしれませんが、

飼えなくなった時に相談する場所として、レスキュー団体に問い合わせる方の

数が増えたとも考えることもできると思います。

鳥の人気が高まるにつれて、飼育困難になる方も必然的に増えてくるでしょう。

その時に、もう飼えないから外に逃がしてしまおう! という発想などを

食い止める一助に、我々がなればと願っています。



認定NPO法人TSUBASA主催  
オウムとインコの日 チャリティイベント  
「愛鳥祭」



ぜひご参加ください!  
2017年  
「愛鳥祭」

- 2017年6月25日(日)
- 都立産業貿易センター 台東館7階北  
こちらのページで随時紹介します!  
<https://aichousai.jimdo.com>



土日祝 定期便運行! 13:00 14:00 15:00

【営業時間 土日祝】1F：店舗・バードラン 13:00～17:00 / 2F：鳥たちを見られる空間 13:00～16:00

【アクセス】埼玉県新座市中野2-2-22 / 東武東上線「柳瀬川駅」から徒歩約25分

【Tel】048-480-6077 【Fax】048-480-6078 【e-mail】tsubasa0615@gmail.com

【発行元】  
認定NPO法人 TSUBASA  
松本壯志 / 涌井智美 / 望月健人  
【発行】2017年1月  
次回発行は7月予定です。  
誌面の情報は発行日現在のものです。  
情報に変更が生じる場合がございますのでなにとぞご了承ください。